

白岡市立中央公民館

施設案内

中央公民館は、市民の皆さんのための生涯学習活動拠点です。市民相互のふれあい、教養を高める場としてさらに充実させるためにも、市民の皆さんの各種事業への積極的な参加、施設のご利用をお待ちしています。

サークル活動への参加

公民館では、市民の皆さんによって構成された団体が、「サークル」として登録し様々な学習活動に取り組んでいます。ご自身の知識や技術を高めることはもちろんですが、それ以上に人と人の交流を大切にしております。

また、サークル同士がつながりを持ち、住みよい地域づくりを目指しております。

- ・利用対象者は、5人以上の市民団体（市内在住・在勤・在学が半数以上で構成される）です。卓球台は個人でも利用できます。
- ・申込みは直接窓口へ、あるいは「公共施設予約システム」をご利用ください。電話での予約は受け付けておりません。

※「公共施設予約システム」では、パソコンや携帯電話などからインターネットを利用して申し込みができます。詳しくは市のホームページをご参照ください。

利用手続

なお、利用にあたっては、事前に団体登録が必要です。

- ・キャンセルする場合は、前日（開館日）の午後5時までに公民館窓口または電話でご連絡ください。使用料納入後の利用者側の都合によるキャンセルの場合は、返金できません。なお、許可書兼領収書を窓口へお持ちになり、次回利用時に振替することができます。

【注意事項】

- ・同一利用者が引き続き3日を超え、または定期的に曜日、日時を指定して利用することはできません。

開館時間

平日 午前9時～午後9時 日曜・祝日 午前9時～午後5時

休館日

水曜日および年末年始（12月29日～1月3日）

※その他施設の維持管理等により、臨時休館となる場合があります。

利用申込み受付期間

講堂以外 利用予定日の1か月前から当日まで

講堂 利用予定日の3か月前から当日まで

使用料金

区分		使用料 (円)					
		午前9時から正午まで		午後1時から午後5時まで		午後6時から午後9時まで	
室名		一般	社会教育関係	一般	社会教育関係	一般	社会教育関係
1階	講堂 全体	8,000	4,000	10,000	5,000	8,000	4,000
	講堂 客席	6,000	3,000	8,000	4,000	6,000	3,000
	研修室	1,000	500	1,200	600	1,000	500
	茶室	800	400	1,000	500	800	400
	和室 1	1,000	500	1,200	600	1,000	500
	学習室 1	800	400	1,000	500	800	400
2階	学習室 2	1,200	600	1,400	700	1,200	600
	和室 2	800	400	1,000	500	800	400
	視聴覚室	1,000	500	1,200	600	1,000	500
	音楽練習室	1,000	500	1,200	600	1,000	500
	調理実習室	1,500	750	2,000	1,000	1,500	750
	講習室 1	800	400	1,000	500	800	400
3階	講習室 2	1,000	500	1,200	600	1,000	500
	講習室 3	800	400	1,000	500	800	400
	講習室 4	800	400	1,000	500	800	400
	集会室	1,200	600	1,400	700	1,200	600
体育室(1・2・3・4)		1時間(卓球台1台)当り 200円 その他の利用にあつては、1時間当たり800円					

○社会教育関係団体に登録することにより使用料が減免されます。公民館窓口までお問合せください。

公民館利用のご案内

公民館は、市民のための社会教育施設です。社会教育法第20条の目的に沿った市民の学習・文化・芸術・集会などの社会教育活動に利用できます。

皆さんに気持ち良くご利用いただくため、次の点について、ご注意とご協力をお願いします。

【利用できない場合】

- ・営利を目的とする催し、集会、塾、教室の場所として利用すること。
- ・特定の政党の利害に関する事業を行い、または公私の選挙に関し特定の候補者を支持すること。
- ・特定の宗教を支持し、または特定の教派、宗派もしくは教団を支援すること。
- ・公民館活動を阻害すると認められること。
- ・公民館の定める規則（白岡市立中央公民館条例施行規則第10条）に違反したときは、利用許可を取り消します。

（遵守事項）

第10条 利用者は公民館の職員の指示に従うとともに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 使用許可の受けていない施設又は設備等を使用すること。
 - (2) 許可なく備品その他の器具等を公民館外に持ち出すこと。
 - (3) 許可なく物品等を展示し、又は印刷物等を掲示し、若しくは頒布すること。
 - (4) 定められた場所以外で火気を使用すること。
 - (5) 危険若しくは不潔な物品又は動物の持込みをすること。
 - (6) 騒音、怒声、放歌その他他人に迷惑をかけるような行為をすること。
 - (7) その他公民館の利用目的以外の目的に施設を利用すること。
- ・その他、「公民館利用心得」をお読みにになり、ご利用ください。

【利用方法について】

- ・申込みする場合は、受付に「施設利用許可申請書（利用受付票）」（公共施設予約システムで予約している場合は不要です）を提出し、当日までに利用料金をお支払いください。
- ・料金受領後、「施設利用許可書兼領収書」をお渡ししますので、当日受付へ提出してください。
- ・当日受付後、「利用報告書兼点検表」をお渡しします。
- ・部屋の鍵は、利用時間前に公民館職員が開けます。
- ・利用終了後は、冷暖房のスイッチ（講堂を除く）、ガスの元栓の確認、窓の施錠及び消灯をしてください。
- ・「利用報告書兼点検表」を記入し、貸出し備品とともに受付にお返しください。

【利用上の注意事項】

- ・承認を受けた目的以外に利用しないでください。
- ・部屋の利用準備、片づけは、利用者が責任をもって行ってください。
- ・机、椅子を使用したときは、元の位置に戻してください。また、数が足りない場合は、受付までご連絡ください。※許可なく他の部屋から移動しないでください。
- ・器物、施設および備品等を破損、き損、紛失したときは原状回復と損害に相当する額の賠償（公民館条例第13条）の必要がありますので、必ずその旨を報告してください。
- ・自ら持込んで排出したごみ等は、お持ち帰りください。

【施設の利用時間帯】公民館の利用は、時間帯貸出しとなっています。

区分	時間帯
午前	午前9時～正午
午後	午後1時～5時
夜間	午後6時～9時

所在地 埼玉県白岡市小久喜1227番地1
電話 0480-92-6000

※体育室は1時間単位での貸出しです。準備・片付けの時間を含みます。